

第8章

計画の実効性の確保

第8章 計画の実効性の確保

8-1 計画の推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市のみならず、市民・事業者・民間団体など市域のあらゆる主体がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組むことが不可欠です。同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、共に考え協力し合う「協働」の視点が大切です。こうしたことを踏まえ、以下の体制により、地域ぐるみで本計画を推進していきます。

(1)「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」

市民・事業者・民間団体・行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進組織として、温対法第26条に基づく「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」設立し、地球温暖化防止に向けて、各主体が共通の認識を持って、協働して取組を推進します。

(2)庁内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の各部局で構成する「川越市環境推進会議」を通じて、各部局等の地球温暖化対策に関連する計画や事業・施策との連携の確保、実施状況の把握や情報交換など全庁的な取組を推進します。

(3)国、県、他市町村との連携・協力

地球温暖化防止のための対策は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村などの機関と連携・協力します。

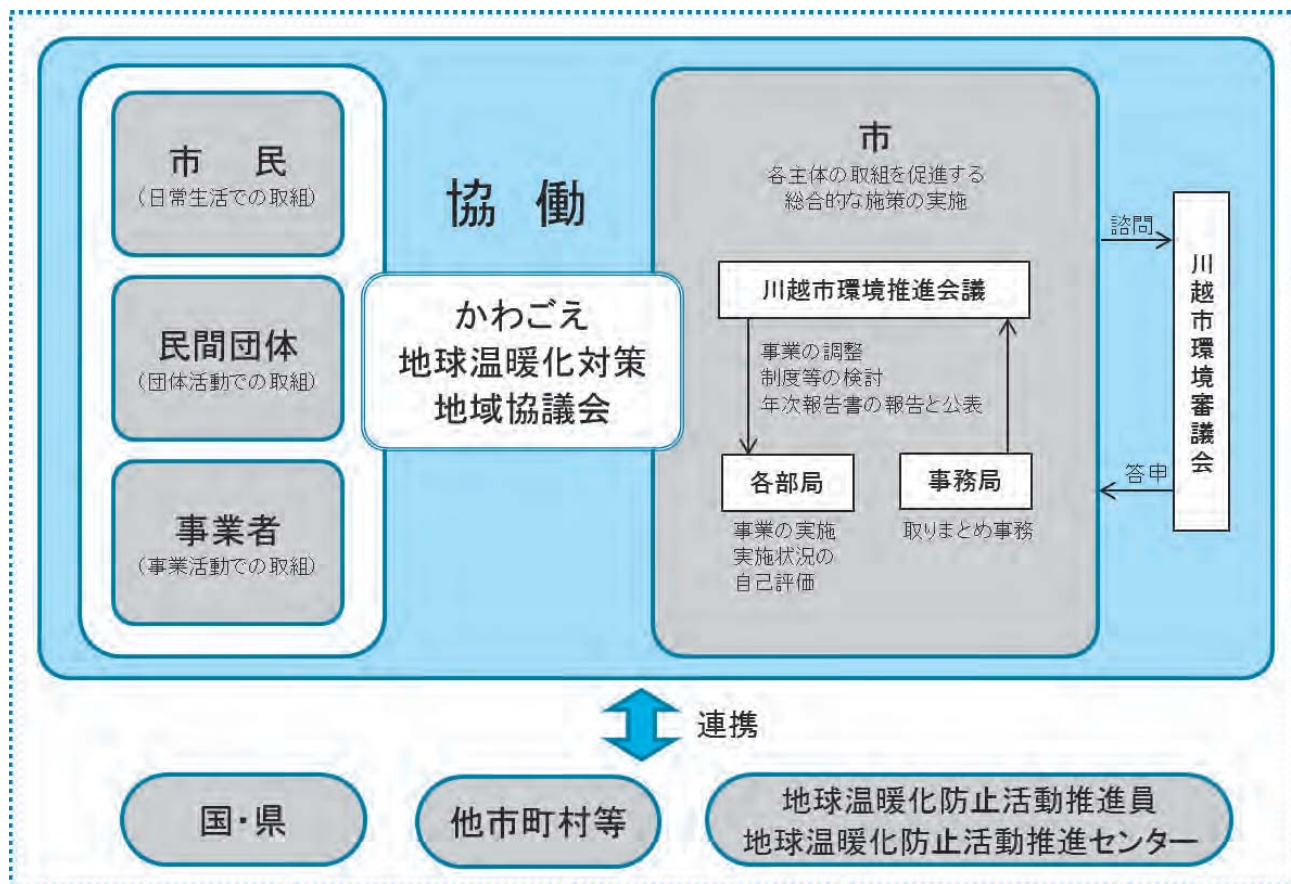
(4)地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

温対法に基づく地球温暖化防止活動推進員や地球温暖化防止活動推進センターと連携し、幅広い主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する相談・助言、人材育成、調査・研究等を推進します。

(5)財源の確保

計画に掲げる目標達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政措置を講じます。特に、重点プロジェクトなどで確実な実施が求められるものについては、市の財政状況を勘案し、国や県などによる補助制度の活用を検討しながら、適切な財源の確保に努めます。

図 34 計画の推進体制



8-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価・公表(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

計画に基づく施策・事業の効果を評価し、目標の達成状況を確認するためには、市域から排出される温室効果ガスの量を把握する必要があります。このため、各種統計資料等のデータを基に、市域における温室効果ガス排出量を推計・把握していきます。

(2) 指標の活用と充実

本計画の推進に当たっては、指標を活用し、可能な限り定量的に施策・事業の進ちょく状況の点検を行います。また、施策・事業ごとに適切な評価ができるよう指標の充実に努めます。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進ちょく状況の自己点検を行います。

(4) 年次報告による評価、公表

市は、毎年度、計画の進ちょく状況の点検結果などについて、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、市ホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価します。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と計画見直しに反映させていきます。

(5) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、目標や施策の見直しを行い、必要に応じて計画を見直します。

図 35 計画の進行管理

